平成２４年（フ）第１０６号
静岡県駿東郡清水町伏見319番地の２
債務者　渡邉　里枝
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４号
埼玉県川口市安行出羽５丁目８番４号　出羽ロイヤルコーポＢ―203、破産申立時の住所埼玉県川口市大字源左衛門新田300番地の142
債務者　友廣眞八郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
さいたま市見沼区大字小深作52番地３　リバーハイム203号
債務者　根本　龍治
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
埼玉県幸手市大字権現堂1208番地２
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
埼玉県加須市久下２丁目３番地10　スカイハイツ206号
債務者　田辺　紀代
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
埼玉県川口市領家１丁目１番24号　コスモハイツ103号
債務者　石田ゆかり（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
埼玉県草加市新里町715番地７
債務者　窪田　ゆき
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
埼玉県越谷市赤山町１丁目285番地５、旧住所埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目10番６号チュリス越谷602号
債務者　小舘　徳行
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目402番地17
債務者　戸澤　ふじ
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目35番25―205号レジデンス白樺
債務者　菊池ちひろ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７７号
埼玉県所沢市宮本町１丁目７番29号
債務者　米田　綱子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８４号
埼玉県所沢市岩岡町736番地の５
債務者　神田亜矢子（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市小手指町１丁目28番地の５　ライオンズマンション小手指第２―408
債務者　櫻井　知之
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８６号
埼玉県所沢市小手指町１丁目28番地の５　ライオンズマンション小手指第２―408
債務者　櫻井美智子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９９号
埼玉県入間市扇台５丁目９番25号
債務者　松本はつ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０４号
埼玉県所沢市大字久米2893番地の21　ジュネス武蔵野101
債務者　笹木　博行
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０５号
埼玉県所沢市小手指南４丁目14番地　リンク・シティ小手指Ｂ―909
債務者　秋山　佳子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部